

<建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 非住宅に係る判定料金>

別表3

税抜額 (カッコ内は税込額) 単位:円

建築基準法延床面積 (m ²)	判定料金	
	モデル建物法 (小規模版を含む)	標準入力法 (主要室入力法を含む)
100 未満	100,000 (110,000)	166,000 (182,600)
100～300 未満	120,000 (132,000)	200,000 (220,000)
300～500 未満	132,000 (145,200)	219,000 (240,900)
500～1,000 未満	164,000 (180,400)	274,000 (301,400)
1,000～2,000 未満	197,000 (216,700)	329,000 (361,900)
2,000～3,000 未満	219,000 (240,900)	384,000 (422,400)
3,000～4,000 未満	252,000 (277,200)	438,000 (481,800)
4,000～5,000 未満	285,000 (313,500)	493,000 (542,300)
5,000～10,000 未満	329,000 (361,900)	571,000 (628,100)
10,000～20,000 未満	384,000 (422,400)	658,000 (723,800)
20,000～50,000 未満	438,000 (481,800)	767,000 (843,700)
50,000～100,000 未満	548,000 (602,800)	941,000 (1,035,100)
100,000～200,000 未満	712,000 (783,200)	1,206,000 (1,326,600)
200,000～300,000 未満	986,000 (1,084,600)	1,589,000 (1,747,900)
300,000～	1,313,000 (1,444,300)	2,068,000 (2,274,800)

第19条で定める減額率は(1)から(3)の各号それぞれを20%とし、複数を適用する場合は最大50%とする。

第20条で定める増額率は最大100%とする。

＜別表3 注意事項＞

【計算方法】

※1 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法により適用する表を判断する。

【面 積】

※2 別表3の面積は増築又は改築の場合は、非住宅部分のうち増改築に係る部分の床面積とする。

【計画変更】

※3 計画変更の料金は変更後の面積に応じて別表3から算定される料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

①モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合

②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合

【軽微変更該当証明申請】

※4 軽微変更該当証明の申請は変更後の面積に応じて別表3から算定される料金の10分の5の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

【再交付】

※5 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき10,000円（税込11,000円）とする。また、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき20,000円（税込22,000円）とする。

＜建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 住宅に係る判定料金＞

別表4

税抜金額（カッコ内は税込金額）単位：円

申請種別	料金	
一戸建ての住宅	45,000	
複合建築物の住宅部分（1住戸）	(49,500)	
申請種別	基本料金	戸当たり料金
共同住宅等（共同住宅・長屋住宅）	120,000	3,000
複合建築物の住宅部分（2住戸以上）	(132,000)	(3,300)
共同住宅等の料金は、基本料金 + (戸当たり料金 × 住戸数) とする。		
共用部の審査を行う場合は共用部料金 120,000 (132,000) を加算する。		

第19条で定める減額率は(1)から(3)の各号それぞれを20%とし、複数を適用する場合は最大50%とする。

第20条で定める増額率は最大100%とする。

＜別表4注意事項＞

【計画変更】

※1 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表4から算定される料金の10分の6の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に10,000円（税込11,000円）を乗じた額とすることができます。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ①計算方法を変更して申請する場合（共同住宅等で計算方法の変更が一部住戸に限られる場合を除く。）
- ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合

【軽微変更該当証明申請】

※2 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表4から算定される料金の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に10,000円（税込11,000円）を乗じた額とすることができます。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。

【再交付】

※3 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき10,000円（税込11,000円）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき20,000円（税込22,000円）とする。

【その他】

＜建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 複合建築物に係る判定料金＞

・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表3、住宅部分については別表4により算定される料金の合計額とする。

・計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。